## 不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

	不利益処分の内容		不育症治療費助成金の返還
	根拠法令等及び条項		栃木市不育症治療費助成要綱第8条
		根拠条項	栃木市不育症治療費助成要綱第8条
		参考事項	
		設定等年月日	平成26年 4月 1日設定
			平成 年 月 日最終変更

## 【基準】

1 対象となる者

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の支給を受けた者 (2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反した者 2 処分内容 助成した金額の返還 分 基